

## 令和5年度第2回佐倉市総合教育会議議事録

期 日 令和5年12月20日（水）  
開 会 午後1時30分  
閉 会 午後2時06分  
場 所 佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室

### 出席者

佐倉市長	西田三十五
佐倉市教育委員会教育長	圓城寺一雄
佐倉市教育委員会委員	菅谷 義範
佐倉市教育委員会委員	熊倉 夏子
佐倉市教育委員会委員	柴内 靖

### 説明職員

企画政策部企画政策課長	和田 泰治
教育委員会事務局教育部長	緑川 義徳
教育委員会事務局教育総務課長	菊間 明美
教育委員会事務局学務課長	村上 武宏
教育委員会事務局指導課長	榎本 泰之
教育委員会事務局教育センター所長	松原 和弘
教育委員会事務局社会教育課長	舎人 樹央
教育委員会事務局文化課長	猪股 佳二

### 事務局職員

企画政策課計画推進班長	秋葉 一幸
企画政策課主査	飯塚 宣夫
教育総務課企画財務班長（企画政策課併任）	平野 昌彦
教育総務課教育総務班長（企画政策課併任）	千々岩和代
教育総務課主査補（企画政策課併任）	伊藤 浩司

### 企画政策課長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度の第2回総合教育会議を開催させていただきます。皆様ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます企画政策課長の和田でございます。本来であれば、企画政策部長

の向後が務めるべきでございますが、本日急遽所用が入りまして、私のほうで代理をさせていただきます。

なお、本日は吉村委員より欠席の旨、報告をいただいております。

それでは、議題に入る前に、西田市長から一言ご挨拶をお願いします。よろしくお願いいたします。

## 西田市長

皆さん、改めまして、こんにちは。市長の西田でございます。本日はご多用の中、令和5年度第2回佐倉市総合教育会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。教育委員の皆さんには、日頃より佐倉の教育にご尽力いただいておりますことを、改めまして厚く御礼申し上げます。

また、新たに就任されました柴内委員におかれましては、長年教員として教鞭を執られ、佐倉中学校校長を退職後も千葉県総合教育センターに勤務されたほか、現在は和洋女子大学特任教授を務められているとお聞きしております。委員のこれまでの幅広い勤務経験で培われました教育に関する高い識見に基づき、ご意見をいただければと存じます。

さて、本日予定しております議題といたしましては、佐倉市教育大綱についてでございます。第5次佐倉市総合計画中期基本計画、さらには第3次佐倉教育ビジョンの内容とも整合性を図りながら、社会情勢の変化に的確に対応し、教育のさらなる充実を進めていくための大綱として、今回は具体的な案をご提示させていただきます。ご検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

この総合教育会議は、市長と教育委員会の皆さんとの情報共有や連携協力を通じて、市民の思いを反映した教育を推進していくために、設置されたものであります。本日の会議におきましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 企画政策課長

西田市長、ありがとうございました。

それでは、本日の議事に移ってまいりたいと存じます。

これからの進行は、市長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 【協議・調整事項】

## ① 佐倉市教育大綱（案）について

西田市長                    それでは、本日は令和5年度第2回目の総合教育会議という  
ことで、式次第に沿って議事を進めてまいりたいと思いま  
す。本日は、協議・調整事項が1件でございます。

佐倉市教育大綱（案）について、事務局からの説明を求め  
ます。

企画政策課長            市長。

西田市長                    和田課長。

企画政策課長            企画政策課長の和田でございます。

西田市長                    着座で。

企画政策課長            失礼して着座で説明させていただきます。

佐倉市教育大綱の案につきましてご説明を申し上げます。

初めに、資料1「佐倉市教育大綱（案）について」を御覧  
ください。教育大綱につきましては、平成27年4月1日に施  
行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律にお  
きまして、市で行う教育の目標や施策の根本的な方針を踏ま  
えながら、地域の実情に応じた総合的な教育、学術及び文化  
の振興についてお示しするものでございます。

資料は、下段を御覧ください。教育に関する計画といたし  
ましては、教育委員会で定めます教育ビジョンがございま  
すが、比較をいたしますと根拠となる法令が異なりますほか、  
教育大綱はこの総合教育会議の場において市長と教育委員会  
が協議、調整し、市長が策定することとされております。ま  
た、記載される内容につきまして、教育大綱では地方公共団  
体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根  
本的な方針を定めるものとなっております。現行の教育大綱  
におきましても、教育に関する様々な要素の中から特に大切  
な事項をエッセンスとして記載しているところでございま  
す。

続きまして、資料の裏面をお願いしたいと思います。大綱  
案の作成に当たってのポイントを簡単にご説明いたします。

1点目といたしまして、大綱は佐倉市総合計画、それから佐  
倉教育ビジョンを踏まえまして、本市の教育の基本となる方

針として作成をしております。

2点目といたしまして、大綱のテーマは、現在の大綱から引き続きまして第3次佐倉教育ビジョンの基本理念でございます「わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”」としております。また、大綱の計画期間は、総合計画中期基本計画、それから第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画とも連動いたしまして、令和6年度から9年度までの4年間としたいと考えております。

なお、資料の中段でございますのが、各関連計画の期間を示したものとなります。次期大綱は、総合計画と佐倉教育ビジョンの計画期間において中間を担う大切な時期となります。

続きまして、資料3を御覧ください。資料3では、総合計画中期基本計画と教育ビジョンの基本方針、それから教育大綱との関係を整理したものとなっております。資料の左側に総合計画中期基本計画、中央に佐倉教育ビジョンを記載しております。ともに4つの基本方針で構成されておまして、方針内容も「学校教育」、「教育環境」、「生涯学習」、「文化芸術」と共通した内容となっております。

また、資料は右側となりますが、昨日市議会のほうで議決を頂戴いたしました。総合計画の中期基本計画、こちらの教育関連の施策の体系を踏まえまして、教育ビジョンの施策体系との整合も図り、次期大綱につきましても引き続き4つの基本方針に基づいて定めてまいりたいと考えております。なお、現在の教育大綱におきましても、重要な要素をエッセンスとして4つの基本方針に集約してございます。このため、全ての施策の文言が記載されているものではないでございますが、事務局といたしましては、大綱はあくまで基本的な方針、方向性を定めるもので、具体的内容やそれを実現するための細やかな施策につきましても、中期基本計画における実施計画や教育ビジョン推進計画で定めるものという考えで、4つの基本方針に集約した内容として定めていこうとするものでございます。

それでは、資料2「佐倉市教育大綱（案）」を御覧ください。大綱の構成につきましても、現在の形を踏襲しておまして、現在の大綱からの変更点につきましても朱書きで記載をしております。大綱の構成に沿って内容を申し上げますと、冒頭に「わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”」ということで、佐倉市の教育が目指すテーマ

として掲げてございます。

その下、「1. はじめに」では、市として佐倉の教育の充実に向けてこの大綱を策定する意義、大綱の理念を推進するための方策について記載してございます。ICTの進展や新型コロナウイルスの世界的流行などを経た価値観の変化など、社会的背景や佐倉の歴史的背景を踏まえながら、大綱の前文として述べてございます。

続きまして、「2. 策定の趣旨及び基本的な考え方」でございます。この部分では、大綱の根拠法と策定に当たっての基本的な考え方を述べた上で、その期間を図示してございます。

続きまして、資料の右側、「3. 大綱の基本方針」を御覧いただきたいと思えます。佐倉市では、大綱を4つの基本方針にまとめさせていただきまして、1つ目の基本方針を「生きる力を育む学校教育を充実させ、人権・平和教育を推進します」としてございます。ここでは、子どもたちの生きる力の基礎として確かな学力、健やかな体、豊かな心を育み、様々な能力が開花するような教育を目指すことについて述べた上で、心の教育、ふるさと佐倉への誇りと愛着の涵養を記載しております。また、人権・平和関係についても盛り込ませていただきました。

次に、基本方針の2を、「学校・家庭・地域が連携・協働し、安心できる教育環境を整備します」としてございます。ここでは地域に開かれた学校づくり、家庭・地域・学校の連携について述べた上で、子どもたちの学ぶ機会の確保に向けた支援や一人一人のニーズに合った教育の推進といった点について記載をしております。また、佐倉市が重点的に取り組むこととしておりますいじめ防止につきましても、これまでどおりいじめ根絶に取り組む旨を記載してございます。

続きまして、基本方針3を、「生涯にわたる学びを支援します」としてございます。ここでは、市民がここ佐倉の地で生きがいを持って、心身ともに豊かで充実した暮らしをしていただくための市民の学習機会の提供、それからスポーツ、心と体の健康づくりについて記載してございます。また、地域を学び、再発見することを通じた郷土意識の醸成やボランティアや世代間交流、青少年健全育成についても述べてございます。

最後に、基本方針4でございしますが、「歴史・文化資産の保全・活用を推進し、芸術・文化を振興します」としており

まして、日本遺産に認定された歴史的まち並みなど、佐倉の財産である歴史や数多く残る貴重な文化財など歴史文化資産の特色を生かした地域文化の振興などについて記載してございます。

教育大綱のご説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

西田市長

和田課長、ありがとうございました。

では、本日ご提示させていただきました教育大綱（案）の作成に当たりまして、現在の教育大綱をベースに時代の変化に対応した修正を加えた内容となっております。このことについて、教育委員の皆様方のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

菅谷委員

市長。

西田市長

菅谷委員。

菅谷委員

説明ありがとうございました。前期基本計画のところの教育大綱にプラスされているということで、大筋では変わっていないと思うのですが、ちょっと細かいところ幾つか質問をさせていただきたいと思います。

「はじめに」のところですが、7行目ですが、「社会全体の発展と持続可能な地域社会」ということですが、これは持続可能というのはどういう意味で使われているか、ちょっと教えていただきたいのですが。

企画政策課長

市長。

西田市長

和田課長。

企画政策課長

こちらは前期基本計画でも使わせていただいておりますが、持続可能な地域社会というのはSDGsにも掲げられているもので、継続していくということ、地域社会が今の状態をなるべく残したまま継続していくという意味で使わせていただいているものでございます。

以上です。

菅谷委員

市長。

西田市長 菅谷委員。

菅谷委員 少し進まないといけないですよ。維持は確かに維持なのですが、SDGsを入れるのでしたら、それなりの表現を入れてもいいかもしれませんが、その辺はまた検討していただけたらと思います。  
それから、いいですか、ちょっと続けて。

西田市長 どうぞ。

菅谷委員 3段目、佐倉市は多くの人材を育てるまちというのは、この「まち」というのはどういう字を当てるか意味をするか、それとも広い「まち」にするか、その辺はいかがですか。

企画政策課長 市長。

西田市長 和田課長。

企画政策課長 総合計画などでも使っておりますが、基本的には平仮名の「まち」を使わせていただこうと思っております。漢字でも2種類あると思うのですが、基本的にまちづくりというものを表示するときには、総合計画のまちづくりの基本方針も平仮名で表記させていただいているので、特に支障なければ平仮名でいきたいと考えております。  
以上でございます。

菅谷委員 市長。

西田市長 どうぞ、菅谷委員。

菅谷委員 もう全体の概念でということですよ。この2つは、現在の大綱にもあるので、今さらということではあるのですが、ちょっとその辺もう一回確認をしていきたいなということ。  
それから、大綱の基本方針1ですが、2行目に「ICTの活用など」というのが、ここにいきなり入ってきてしまっています。文脈としてちょっと、子どもたちがたくましく、力強く生きていくためにICTの活用など、個々の状況

に応じたという、ちょっと文章的に少しICTが入るのかなと、もし持ってくるのでしたら環境を整備し、ICTの活用など確かな学力ということのほうがむしろはっきりするのではないかなという気はします。

企画政策課長 市長。

西田市長 和田課長。

企画政策課長 ありがとうございます。この「ICTの活用」は、GIGAスクール構想に基づいたタブレット端末などの導入が前期の期間にありましたので、ちょっとその文言を入れたいということなので、どこに入れるかは、今、菅谷先生からいただいたご意見のとおり修正案を考えてみたいと思います。  
以上です。

菅谷委員 市長。

西田市長 どうぞ。

菅谷委員 それから、たくましく、力強くって書いて、同じような内容であるかなと思います。ですから、もし両方書く必要があるのでしたら、このままでいいのですけれども、それでしたらどちらかをもう少し別の表現、例えばたくましく、賢いという言い方はおかしいですけれども、考えが深いとか、そういうような体だけではなくて知的なものも入れていったほうが、同じものを並べるよりはいいのかなという、そういう気はいたします。

企画政策課長 ありがとうございます。参考にさせていただきまして、再度修正案を検討させていただきたいと思います。

菅谷委員 市長。

西田市長 どうぞ。

菅谷委員 基本方針の2です。1行目の最後、その絆とあるのですが、「その」というのはどれを指すのですか。



企画政策課長 市長。

西田市長 和田課長。

企画政策課長 こちらは学校・家庭・地域の絆ということを考えておりました。

菅谷委員 前のその3つの、お互いの連携を深めるということ、そういう意味ですね。

企画政策課長 はい、地域に開かれた学校づくりの中の要素としての地域住民の皆さんとか児童生徒の皆さんとか先生等というような形で見ております。

菅谷委員 ちょっと分かりづらかったので、もし表現がもう少し分かりやすいものがあれば、ちょっと直していただくと読みやすいのかなと思います。  
それから、基本方針4ですが、下から3行目、「地域文化の振興や地域の歴史の普及」というような、歴史の普及というのは、これ誰に向けているかということですが、これは市民に向けているということですか。

企画政策課長 そうですね。

菅谷委員 それでしたら、これも一応佐倉市の教育大綱などで市民宛てということになるのだらうと思いますけれども、ちょっとこの辺も少し表現の工夫をしていただいて、市民に向けてというのがはっきり分かるような書き方のほうがむしろいいのかなということで、ちょっとご検討いただければと思います。  
以上です。

企画政策課長 ありがとうございます。

西田市長 貴重な意見ありがとうございます。では、今菅谷委員が言われたような検討をして、文言の整理をしていただきたいと思います。

柴内委員 市長。

西田市長 柴内委員。

柴内委員 では、2点お願いします。

まず1点目は、今菅谷先生がおっしゃったICTの部分についてなのですが、最初の「はじめに」のところにICTの進展から、基本方針のほうにもICTの活用が入っているということは、非常にいいことではないかなと思っています。毎年大学生の教職を取る学生を連れて、9月に市内4校の小学校を訪問させていただいて、授業を学ばせていただいているのですが、今年を見た限りでも小学校4校の授業の中では、タブレットを活用した授業というのは結構しっかり行われておりましたので、ちょうどいいかなというふうに思っております。これからもAIを使ったものであったり、いろんな進展する部分があると思いますので、1点そこでお伺いしたいのは、せっかくなので課長さんのほうでお分かりかどうか分かりませんが、市内の小中学校におけるICTの活用状況を、もし教えていただけたらと、概略で構わないのですけれども。

指導課長 市長。

西田市長 榎本指導課長。

指導課長 榎本でございます。市内の小中学校のICTの活用状況につきましては、授業などにおいても既に日常的に活用が図られていると捉えており、教育委員会としましてはこれまでのタブレットを使う、慣れるというような段階から、より踏み込みまして調査活動などを行う探究的な学習とか、資料を自分で作成して発表や議論をする、協働的な学習などで活用できるようなレベルアップを図ることを目指して、今現在はそれに随分近づいてきたかなと思います。

柴内委員 一応確認で、タブレットは100%全ての子どもたちに行っているのですよね。壊れた場合の対応というのはどうなっていますか。

指導課長 市長。

西田市長 どうぞ、榎本課長。

指導課長 故障した際は、教育委員会まで持ってきてもらいまして、  
そこで対応をしております。

柴内委員 ありがとうございます。もう1問。

西田市長 柴内委員。

柴内委員 今度は2点目のほうは、内容ではなくて表記についてなので  
すけれども、「はじめに」のところの4行目のところに、  
「このような中でも一人一人が尊重され」、これ漢字が2つ  
続いています。基本方針の2のところにも「一人ひとり」、  
それから3のところにも「一人ひとり」、基本方針のほうは  
最初が漢字で、その後平仮名と、これやっぱり統一しておか  
なければいけないと思いますので、文部科学省としては漢字  
2文字のほうで表記するというのを推奨するというふうに多  
分言っていたのではないかなと思いますので、もう一度確認  
していただいて、整合性を図っていただけたらと思います。  
すみません、以上です。

西田市長 ありがとうございます。

企画政策課長 ちょっと文科省のそちらの確認をしまして、表記を統一し  
たいと思いますので、恐らく漢字2文字というか漢字の繰り  
返しにさせていただこうと思っております。ありがとうございます  
しました。

熊倉委員 市長。

西田市長 熊倉委員。

熊倉委員 熊倉です。よろしくお願いたします。私から3点お伺い  
したいと思います。もしかしたらちょっと具体的なところを  
聞いてしまうかもしれないので、申し訳ありません。

今ちょっと柴内委員のほうからご質問がありましたICT  
の活用状況ということで、指導課長からお話がありましたけ  
れども、もうタブレットが導入されてから4年たっており、  
今そのタブレットを使う、慣れるという状況から探究的な活  
動へということで、さらに発展させていくというご報告いた

だきましたが、実際4年たって使用しているタブレットのスペックとかというのは間に合っているのでしょうか。

指導課長 市長。

西田市長 榎本課長。

指導課長 指導課長、榎本でございます。スペックというのはタブレット自体のことですか。

熊倉委員 そうですね。

指導課長 スペック、機能ということ、機能については従前のものなのですけれども、今後タブレットの更新もごきますし、そこでさらに……

学務課長 市長。

西田市長 では、村上課長。

学務課長 すみません、今現在は、子どもの年齢や学年にもよりますが、中学生にしてみれば物足りない部分があるかもしれないですけれども、今のところ授業の中で使う分には十分間に合っているというふうに認識しています。ただ、次回の更新の際には、その状況をもう少し詳細につかんだ上で、スペックのほうも予算的なものもありますので100%子どもの満足いくところに行かないかもしれないのですけれども、十分検討していきたいと、今のところは間に合っていると認識しております。

以上でございます。

熊倉委員 市長。

西田市長 熊倉委員。

熊倉委員 ありがとうございます。今ちょうどお話しに出ました年齢、学年に応じて多分使いこなせていく度合いとかというのも違うと思えますし、先生方のほうもご指導に使われるときに、こんなふうに使っていききたいとかというお気持ちももしかし

たらあるかもしれませんが、今多分小学校も中学校も全く同じ機種タブレットを配置されているかと思うのですけれども、今後そういうタイミングを見て、調査の上でご検討いただくと、より活用というところでは今の子どもたちは時代に即して学習として取り入れていけるのかなというふうに思いますので、当然今のものも十分であるとは思いますが、ご検討いただければと思います。

ありがとうございます。続いてよろしいですか。

西田市長

どうぞ。

熊倉委員

すみません。基本方針2の部分です。「経済的な理由により子どもたちの学ぶ力が損なわれないよう、必要な支援を行うとともに」と赤字で書かれております。この辺り追加されている部分ということですが、実際に今も就学支援というのはしっかりと行われているかと思いますが、その就学支援以外の部分で、例えばですが、経済的な理由で学ぶ機会が損なわれないようにという支援、何か具体的なものがあれば、お伺いできればと思います。

企画政策課長

市長。

西田市長

和田課長。

企画政策課長

こちら事務局のほうで入れさせていただいたもので、考え方としてはもちろん就学援助も今現在も行っていきますし、これからも行っていくのですが、今ヤングケアラーとかといった問題があるので、はっきりとはこの大綱のほうには明記はしていないのですけれども、そういった部分で学習に支障が出てしまうような場合というのも想定して、このような書き方をさせていただいているというのが事務局案でございます。

熊倉委員

市長。

西田市長

では、熊倉委員。

熊倉委員

ありがとうございます。熊倉です。経済的な理由というのも、所得状況とかだけでははかれないものというのがたくさん

んあると思いますし、この教育大綱自体、保護者はもちろんですけれども、場合によっては市民ですとか子どもたちも目にすることがあるかもしれないので、自分の家の経済状況はどうかのだろう、では学ぶ状況というのはどういうふうに改善されているのだろうと、市のほうに期待される部分もすごく大きいのかなと思いますので、その辺り当然これからもちろんしっかりと進められていくことかと思っておりますので、期待させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。続いてよろしいですか。

西田市長

どうぞ。

熊倉委員

では、3点目お伺いさせていただきます。こちらもちよつと具体的なものが入ってしまうかもしれませんが、基本方針3の部分です。生涯にわたる学びの支援というところで、夢咲くら館がオープンして活発に利用されているのではないかなと思います。生涯学習の学びの中心的存在にきつとなってくるのかなと思いますが、今現在の夢咲くら館の利用状況であるとか、今後の活用について何かあればお伺いできればと思います。

社会教育課長

市長。

西田市長

舎人課長。

社会教育課長

社会教育課、舎人でございます。まず、入館者数というところでございますが、1年間で15万人という目標を立てていたところ、つい先日19万人を超えたところでございますので、入館者数だけでいうと実際思ったよりも増えているというところでございます。ただ、この冬に入り、お祭りが終わって今度11月、12月がちょっと下降気味でございまして、そこをひっくるめて今様々な事業を、例えば高校生との連携事業であったり、おはなし会であったり、いろんな事業を展開すると同時に、地域の活用方法という形で金毘羅様はじめ3月に向けていろいろと準備をしているところでございます。そういうところをやっていって、この3月で本当に1年を迎えることとなりますので、それで反省をしながら来年に向けた事業計画を立てていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

熊倉委員

市長。

西田市長

熊倉委員。

熊倉委員

熊倉です。ありがとうございます。実際に来館者数というところでは非常に高い数字が出ているということですので、皆さんの関心もすごくあるのかなと思います。何度も足を運ばせていただいておりますが、パネル展ですとか、いろいろと企画が盛りだくさんで、本当に楽しめる場所であるなというふうに感じます。また、高校生との連携、地元高校との連携というところで、いろいろと企画をやはりつくってくださっておりますので、高校生がこういった場所を活用する、知って使おう、足を運ぼうと思っても、高校生ももうすぐ目前に社会に出ていく段階になるかと思っておりますので、そうしますと例えばですが、社会人になって、また子育て世代になって、大人になってまた活用していく、市民のそういう学びの場というところで、非常に強く連携した中から進んでいく、発展していく活用になっていくのかなと思いますので、ぜひ今後もいろいろな企画に期待したいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

西田市長

ありがとうございました。

菅谷委員

市長。

西田市長

菅谷委員。

菅谷委員

教育大綱、基本方針の4なのですけれども、これは文化課の所管というか、そうなると思うのですが、それで文化課が市長部局に移行した場合に、教育大綱って佐倉市の全体のものですから、別に移行しても問題はないのだろうと思うのですけれども、これから先こういう議論の場ではどういう扱いになるのですか、文化課の扱いは。

教育総務課長

市長。

西田市長                   では、菊間課長。

教育総務課長            こちらの大綱の策定の関係につきましては、法律の中でも教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると規定がございますので、こちらにつきましては文化課が市長部局に移行されましても変わることなく同じように続けられていくものと捉えております。  
以上でございます。

菅谷委員                   市長。

西田市長                   菅谷委員。

菅谷委員                   ありがとうございます。そうすると、出席のときの身分というのは、企画政策課として出られるということになりますか。そうではなくてですか。

教育総務課長            市長。

西田市長                   菊間課長。

教育総務課長            文化課に限らず、大綱に関係する所属ございましたら、市長部局の所属でもこちらの会議のほうには同席いただきたいと考えております。  
以上でございます。

菅谷委員                   市長。

西田市長                   菅谷委員。

菅谷委員                   そうしますと、市長部局としての文化課として独立して出席されるって、そういう形態になるわけですね。このときの大綱の計画については、文化課独自で作成するというのですか、それとも企画政策課と打合せをすとか、その辺はどういうふうか。

企画政策課長            市長。

西田市長                   和田課長。



企画政策課長 教育大綱につきましては、市長と教育委員会で協議をするということになっていきますので、当然文化課が市長部局にいても教育委員会部局にいても、同じように協議をして全庁的につくらせていただきますので、このほか生涯スポーツ課というのも既にもう市長部局のほうに来てはいますが、こちらもし必要であれば当然呼びますので、教育委員の皆様にもしご要望があれば、その都度参加させていただきたいと考えております。

以上でございます。

菅谷委員 市長。

西田市長 菅谷委員。

菅谷委員 ありがとうございます。分かりました。必要がある課は常にこういう会議の場に出てきていただけるということですね、こちらの要請があれば。そういう認識でいいですね。

企画政策課長 はい。

菅谷委員 分かりました。ありがとうございました。

西田市長 ありがとうございます。  
ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

西田市長 皆様から様々な意見ありがとうございます。本日いただきました意見を参考に、さらに先ほどもろもろの修正を加え、市の部長級職員による庁議においても内容を検討した上で、市民の皆さんの意見をお伺いする案としてまとめてまいりたいと考えております。

なお、その内容につきましては、教育委員会に文書等でお知らせをする形を取らせていただきたいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

## 【事務連絡】

西田市長                    それでは、事務局から連絡事項があるようなので、お願いいたします。

企画政策課長              市長。

西田市長                    和田課長。

企画政策課長              皆様にお知らせといたしますか、今後のスケジュールでございますが、先ほど市長もおっしゃっていましたように、庁議、政策調整会議のことなのですが、本日いただいたご意見を修正したものを案としてまず政策調整会議のほうに付議したいと思っております。これをできれば1月の中旬ぐらいまでにはしたいと思っております、そこでまた修正案など出れば、それを修正しましてパブリックコメント、市民意見公募手続をやはり2週間から1か月ぐらいの期間を設けたいと思っておりますので、その後その市民意見公募手続でも市民の皆さんから意見が出されれば、それをもとに修正しまして、また総合教育会議のほうにかけさせていただきたいと思っております、2月の下旬、水曜日のどこかで日程を決めさせていただきたいと思っております。その後、皆様のご承認いただければ、最終的には市長が決定をするということで事務手続を進めていきたいと考えております。  
私から事務局の報告は以上でございます。

西田市長                    和田課長、ありがとうございます。  
事務局の説明のとおり進めさせていただくことに同意をいただけますでしょうか。

(全委員異議なし)

西田市長                    ありがとうございます。  
それでは、皆さんにおかれましては貴重な意見をいただきますとともに、会議運営にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。  
以上をもちまして令和5年度第2回佐倉市総合教育会議を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。  
また、教育委員の皆さんには大変1年お世話になりました。また、来年もよろしく願いいたします。どうぞよいお年を

お迎えください。